平成２５年（再ロ）第１号
大分市下郡南５丁目２番22―1103号　エイルマンション下郡アクティス
再生債務者　山﨑　隆徳
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年５月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年７月８日まで
平成25年６月17日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（再ロ）第１号
滋賀県守山市浮気町321番地の３　駅前東住宅３―101
再生債務者　西川　賢司
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年６月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年７月16日まで
平成25年６月17日
大津地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１３号
埼玉県越谷市大字袋山1042番地５
再生債務者　伊澤　康之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月12日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再ロ）第１７号
兵庫県尼崎市若王寺１丁目12番４号　南畑文化108号
再生債務者　藤井　基彰
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月14日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２４年（再ロ）第９号
千葉県白井市西白井２丁目15番地１　プロムナードＢ204号　申立時の住所千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷１丁目５番８号　シャルマン新鎌ケ谷202
再生債務者　山本　宗生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月13日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（再ロ）第１４号
広島県東広島市安芸津町風早895番地33
再生債務者　上垣　伸司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月13日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（再ロ）第１４号
佐賀県佐賀市大和町大字久池井1528番地130
再生債務者　小池　智之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月10日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（再ロ）第１０００２号
栃木県下野市薬師寺1090番地２
再生債務者　佐藤　　忠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月13日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２４年（再ロ）第１５号
佐賀県小城市小城町551番地１　ロイヤルコート小城505号、開始決定時の住所佐賀県多久市東多久町大字別府3138番地
再生債務者　徳永　浩祐
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月14日
佐賀地方裁判所民事部破産係

給与所得者等再生による再生計画取消

平成２０年（再ロ）第１７号
山形県上山市八日町２番５号
再生債務者　松田　金一
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年10月21日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年６月17日　　山形地方裁判所民事部

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年八月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十五年六月二十四日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、合併後甲はその商号を株式会社コマクソンに変更する予定です。
また、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）（乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年三月二十八日
掲載頁　一〇九頁（号外第六十五号）
平成二十五年六月二十五日
石川県能美市浜町ヌ一六八番地二三
（甲）ケーエス染色株式会社
代表取締役社長　南　　克良
石川県白山市鹿島町一号八番四
（乙）株式会社ケイズテック
代表取締役社長　武田　　治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　静岡新聞
掲載の日付　平成二十五年六月十四日
掲載頁　二十頁
（乙）掲載紙　静岡新聞
掲載の日付　平成二十五年六月十四日
掲載頁　二十頁
平成二十五年六月二十五日
静岡県浜松市中区住吉二丁目一〇番一号
（甲）東海洋服株式会社
代表取締役　鈴木　久雄
静岡県浜松市中区北寺島町二一〇番地の五
（乙）株式会社ドルフィン
代表取締役　鈴木　久雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　南日本新聞
掲載の日付　平成二十四年十一月八日
掲載頁　九頁
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十五年六月二十五日
鹿児島県阿久根市山下八一九一番地
（甲）株式会社ツカサ
代表取締役　前田　芳和
鹿児島県阿久根市山下八一九一番地
（乙）有限会社阿久根クレーン
代表取締役　前田　　司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のマイコン・アナログ事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十五年八月一日であり、甲は会社法第七百九十六条第三項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しており、乙の株主総会の承認決議は平成二十五年六月二十日に終了しております。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）http://jp.fujitsu.com/group/fvd/ir/
平成二十五年六月二十五日
神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目一〇番一三
（甲）日本ＡＭ　ＩＣ株式会社
代表取締役　獨古　康昭
愛知県春日井市高蔵寺町二丁目一八四四番二
（乙）富士通ＶＬＳＩ株式会社
代表取締役　日野　陽司